

# 会報 長事研

島原市立第二中学校内  
発行責任者 前田 慎吾  
2018(H30)年2月16日発行

昨年末、第2回理事会・評議員会及び役員研修会が開催されました。2017年度の6つの柱で計画した、それぞれの活動状況について報告を行いました。柱1【役員会は組織機構を確立する】では部長を中心に4つの専門部が動きはじめました。また、柱5【会報発行・長事研ホームページの復旧】では久本理事（瑞徳中）の尽力により、ここ数年の課題であったホームページが復旧し、柱3【会員拡大・強化】にもつながりました。

長事研の活動を目に見える形にする。ホームページ、会報の発行など、具体的な活動を充実させる等今後の活動について、会員の皆さんのご協力をお願いします。以下、役員研修会の報告です。（前田慎吾）

## 「学校事務のスタート」

兵庫教育大学教授 日 渡 円 氏

学校事務を取り巻く2017年の話題は、なんとといっても学校教育法改正です。「従事」から「つかさどる」。私はこの改正は学校の景色を変える大事件ととらえています。この「つかさどる」については、その内容はもちろん、なぜ「つかさどる」が必要になったのか、社会の変化の中で学校の役割がどのようになっていくのかを理解しなければなりません。

まず、内容についてです。「つかさどる」とは、自らの責任と判断で所掌事務を遂行していかなければならないわけですが、学校の中のそれぞれの職の職務を整理してみるとその意味が分かります。以下に比較のために並べてみました。

- 校 長：校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 副 校 長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 教 頭：校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童（生徒）の教育をつかさどる。
- 主幹教諭：校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理する。
- 教 諭：児童（生徒）の教育をつかさどる。
- 事務職員：事務をつかさどる。

このことから、「つかさどる」についてまず言えることは、学校には「つかさどる」対象が、校務と教育と事務の3種類あるということです。校長は、教育と事務を合わせた校務を「つかさどり」ます。教育は相当数の教員に分担させて「つかさど」らせています。一方、事務は「従事」する職員、つまり事務職員はいましたが、事務職員には「つかさど」らせてはいませんでしたので、当然、事務については校長自らが「つかさどる」こととなります。このことが一つ。あと一つは、その「従事」です

## 「従事」とは何だったのか

では、まず「従事」についてです。誰が「従事」していたかが重要となります。事務職員はいろいろな経緯があり、結果的に一人配置となっています。いろいろな経緯といたしましたが、制約が何もないと仮定すると、果たして学校に事務職員を一人配置とするのでしょうか。当然、その職務の量から相当数の事務職員を配置するはずですが、結果としていろいろな経緯から一人配置となりました。では、一人では処理しきれない、あるべき相当数の事務職員が「従事」すべき事務は誰が「従事」するのでしょうか。

事務の停滞を防ぐためには、本来事務職員が「従事」すべき事務を他の職員である、校長、教頭、教員に割り振って行わせる必要があります。つまり、事務職員以外の職員も事務に「従事」する体制ができあがってしまいました。体制というより文化かもしれません。

話は変わりますが、私は平成18年に文部科学省の委託で、全国の教員と保護者の意識調査をしました。古い話ですが、その調査結果の分析から、教員は教えるという本務、つまり「つかさどる」教育には多忙ではあるが多忙感をあまり持たず、本務以外の業務、つまり「従事」している事務に多忙感を持っていることが見えてきました。

最近の働き方改革で教員の多忙化が問題となっています。教員の多忙化解消のために事務職員の活用、または、事務職員側から教員の多忙化解消のために何をすればいいかななどの議論がありますが、このことは、見方を変えれば、教員が「従事」してきた事務を、本来の「従事」者である事務職員に戻すことをいっているのかもしれない。

話を変えたついでにもう少しこの話をすれば、事務職員の職の設置の時から、すでに事務を事務職員と教員が分担してきているわけですが、それを今の時代になって、教員

の分担している事務をそのままの形で事務職員に移すことはいかがなものでしょうか。例えば、私はその存在自体に問題を感じますが、教員は長い間、現金集金という形を取ってきましたが、それを事務職員に移すとした場合、現金集金の形で移すのですか、ということです。

これはあくまでも、教員がしていた事務を学校事務職員が行う際にはそのままではいかがなものか、という例えであり、集金を事務職員に移せとか、現金集金から口座引き落としに、という話ではありません。

## 「つかさどる」とは何か

次に、「つかさどる」についてです。校長の「つかさどる」校務はここでは話題にしません。もちろん、学校教育法でも改正されていません。校長は教育と事務を合わせた校務を「つかさど」っています。教育は教員に、事務は事務職員にそれぞれ「つかさど」らせているわけです。なので、教育についてはそれぞれ教員が責任と権限を持って自己判断で児童生徒に行っています。同じように、事務についても事務職員が責任と権限を持って自己判断しながら行わなければいけません。

しかし、ここで「従事」してきた過去の癖が表面に出てきます。つまり、従来「従事」してきた事務だけを「つかさどる」という勘違いが起こることが最大の問題なのです。学校教育法は、「事務職員が従来従事してきた事務をつかさどる」ではなく、「事務をつかさどる」なのです。「従事」してこなかったことを含めて「つかさどる」ことになるのです。

その従来「従事」してこなかった事務、つまり教諭や校長、教頭の行っている事務についても「つかさどる」ことになるのです。「つかさどれど従事せず」があるのです。

それでは、そのことはどのようなことをいうのでしょうか。例えば、出席簿、転出入、指導要録等の学籍事務です。これらは、従来教員が専ら「従事」してきましたので、事務職員が「従事」するという雰囲気はありません。今後も、事務職員の配置状況が変わらない限り教員が「従事」することになるでしょう。しかし、この事務も「つかさどる」対象になります。似たような業務に保健室の事務等もあります。

また、施設管理等は当然「事務」です。現在、学校の施設管理は誰が行っているのでしょうか。多くの学校では解錠・施錠等は教頭の役割という雰囲気があります。事務職員はあまり関わっていないと思います。これらも、「つかさどる」対象になります。学籍関係と同じように、事務職員が責任を持って判断することとなります。

私が一番重要視するのは財務です。財務は最も重要な事務です。その財務は「公費」と「私費」に分けて論じることが多いです。

まず一点目、「私費」についてです。公の組織である学校に、果たして「私費」が存在することが許されるのでしょうか。公費負担と私費負担の境の曖昧さを残したまま今後も続けることは不可能でしょう。今までは、事務職員は「従事」してきましたので、積極的に関与することはありませんでした。事務職員の世界では従来からいろいろと議論されてきた問題ですが、どう見積もっても積極的関与とは思えません。あくまでも「従事」する議論であったと思います。

挙げ句の果てには、この学校財務を校務として「つかさどって」きた校長は、「私たちの一番苦手な分野を事務職員に助けてもらっています」などと平気で言う無責任な状況が続いてきました。蛇足ですが、私はそのような校長は校長の資格はないと思います。しかし、事務職員が「つかさどる」こととなった以上は、この分野も責任を持って判断しなければなりません。

再度言います。公の組織で市民から「私費」と称してお金を徴収・集金することは、とても許されることではありません。早急な整理が必要です。このことは、学校だけのことにとどまらず、市町村教育行政としても重大な関心を持つべきです。

二点目に「公費」です。「公費」についても同じことがいえます。多くの校長の無責任な状況から脱して、「公費」について基本から整理する必要があります。学校以外の公の組織は、税金の使途として有効性や効果性をしっかりと説明し予算化されます。配当された予算をどう使うかだけの工夫は許されません。公の組織は負担と効果を予算という物差しで説明することがルールです。

このことを整理することは、学校そのものが、目的や目標を理念だけで語るのではなく、現実に実現可能なものとして語ることになり、教育効果を一層高めることにつながるという確信を持たなければなりません。学校のマネジメントが実現する瞬間です。

## 今後の予定

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 2月22日(木) | 全事研評議員会・役員研修会   |
| 23日(金)   | 〃 セミナー・役員選考委員会  |
|          | 〃 創立50周年記念祝賀会   |
| 3月9日(金)  | 長事研第3回理事会及び評議員会 |

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

### 〈会報連絡先〉

長崎市立三和中学校：南部省吾

TEL 095-892-1119 FAX 095-892-2474